

届出の流れ

事前協議

行為届出の30日前まで

「善通寺市景観条例」への適合について確認・事前指導。
具体的な計画を立てる前の構想・企画段階で、ご相談ください。

(条例第12条・様式第1号)

景観法に基づく行為の届出

行為着手の30日前まで

届出を行わないと30万円以下の罰金となります。

(法第16条第1項・様式第2号)

内部審査 (基準への適合の確認)

必要に応じ、景観審議会の意見を聴きます。

↓ 不適合

指導・助言

↓ 不適合

勧告

※変更命令はありません。

↓ 不適合

公表

適合

← 修正

← 修正

適合通知書の受理

景観条例に基づく「適合通知書」が交付されます。

工事着手

工事完了

完了の届出

(条例第14条・様式第6号)

施工主など

善通寺市

※行為の届出から工事着手
までは最長30日間です。
(法第18条)

お問い合わせ : 善通寺市 建設農林部 土木都市計画課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 TEL: 0877-63-6312